

The Society for Public Education Planning

公教育計画学会

NEWS LETTER

第9号

2016年8月1日

特集 第8回大会

御礼	田口康明	2
公開シンポジウム 私たちは「子どもの貧困」になにができるか—学校・教職員の取り組み—		2
特別報告		3
自由研究発表		3
大会参加記		6
公教育計画学会第8回大会声明		7
学会動向《前回ニューズレター以降》		8
年報『公教育計画研究』第8号 投稿論文募集のお知らせ		8

公教育計画学会

事務局 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1 専修大学 9514 研究室
info.spep@gmail.com

<http://koukyouiku.la.coocan.jp/>

特集 第8回大会

2016年6月18日～19日 鹿児島県立短期大学／鹿児島県教職員互助会館

御 礼

大会準備委員長 田 口 康 明

過日、鹿児島で開催されました公教育計画学会第8回大会にご参加いただき、たいへんありがとうございます。また参加されなかった会員の方々にも励ましのメールなどいただきました。ここに深謝申し上げます。

さて、当日は、大会初日こそかろうじて天気ももちましたが、二日目の朝は大雨洪水竜巻警報の発令される中の開催となりました。梅雨時の九州南部とはいえ数年に一度の雨となっていました。帰路、新幹線など一部の交通機関も乱れたようでみなさまにはたいへんご苦労をおかけいたしました。心苦しく思います。

大会自体は、手前味噌ながら比較的順調に進んだように思います。ワンフロア方式の自由研究発表も、普段であれば関心のある参加者同士の討論となるどころ、多様な意見も出されたように思います。公開シンポもマスコミには全く情宣しませんでした。会員外の参加者も多数見られました。冒頭で紹介のあった「鹿児島子ども食堂」は、6月21日の南日本新聞にも紹介され、鹿児島における「子どもの貧困」が大きな注目を浴びていることを感じます。

参加者数は32名、公開シンポジウム参加者54名、準備委員会8名という結果になりました。

来年は久しぶりに専修大学に戻っての開催となるようです。みなさまにお目にかかれることを祈念いたしまして、準備委員会からの感謝の言葉とさせていただきます。

(鹿児島県立短期大学)

公開シンポジウム

私たちは「子どもの貧困」になにができるか —学校・教職員の取り組み—

公開シンポジウムは大会2日目の午後、荒天にもかかわらず会員外からの参加者も多数得て開催された。子どもの貧困率を都道府県別に分析した研究によれば、鹿児島県は、沖縄、大阪に続いてワースト3にもかかわらず、具体的な対策に着手されない現状がある。そこで、県内の学校現場

からの報告を交え、子どもの貧困に教職員の視点から何ができるのかを考える、というのが今回のテーマである。



冒頭の基調報告は中村文夫会長から。貧困率や就学援助率などのデータに基づく子どもの貧困の現状を再確認したうえで、「多様な教育機会」が一部エリートとその他大勢の分離別学教育体制を指向していること、「チーム学校」が教育現場の管理体制の一層の強化と教職員の非正規化に拍車をかけている点を指摘し、議論の前提を提示した。

続いてパネリスト4名からそれぞれ報告を受けた。奄美市立芦花部中学校教諭の星村博文さんは、離島の生活状況が一般に厳しい状況の中で、さらにクラブ活動の遠征などの保護者負担がのしかかるといった点を紹介しつつ、教員が子どもの背景をとらえるための関係性の構築の重要性、ひとりひとりの子どもに合った教育機会の保証を教員がどれだけ意識できるかが大切だと言及された。

鹿児島県立開陽高校通信制教諭の吉竹資英さんは、通信制課程の除籍率の高さを紹介しながら、数字だけ見れば卒業しにくい学校と思われるが、ここにこそ貧困の問題が隠れていると指摘し、経済的状況や生活時間から悪循環に陥りやむを得ず学び続けられない状況を自己責任に収めさせてはいけないとされた。

伊佐市立大口中央中学校事務職員の井上早苗さんは、保護者負担の軽減のため、補助教材等の学校徴収金を極力抑えるべきだとし、データなどの客観的事実を提示しながら教員の意識改革を促し、実際に徴収金を減らしていった実践を報告した。

京都精華大学の住友剛さんからは、一般的に子どもの貧困や公教育における問題において、離島・農村部や都市部など地域によるあらわれ方の違いがあるのか、また、仮にスクールソーシャルワークの体制が整ったとして、都市部

のように比較的支援体制が整ったところでは機能するかもしれないが、NPO や公共機関などによる援助資源がないところではそれを作るところから始めなければならない、といった問題提起があった。

フロアを交えた議論では、事実確認の質疑が中心となったが、教職員の協働という観点から、戦後まもなくの高知県の「福祉教員」がすでにソーシャルワーカー的な役割を担っていたという事例が紹介されたり、チーム学校の各専門職がその専門性を囲い込むのではなく、お互いに別の角度から指摘しあい、想像力を働かせて臨むことが求められるという言及があったりと、トップダウン式のマネジメントでは問題の解決はできないという点が一つの集約点となった。さらに、現地の参加者から、「子ども食堂」が、行き場をなくした人々の寄り合いの場として大きな意味がある、といった取り組みの紹介もあった。

(当日進行とまとめ・戸倉信昭)

特別報告 熊本地震 被災地より

開催地鹿児島県の隣県である熊本を中心に大きな被害を及ぼした4月の地震。被災地の状況報告を、堀正嗣理事（熊本学園大学）、坂梨誠二会員（熊本市立城西小学校）から受けた。



堀さんからは、前震につづく本震が大変な揺れで、自分も学生も恐怖の中で余震におびえる日々が続いたこと、その中で、ユニバーサルデザインを意識した大学の校舎を「インクルーシブな避難所」として運営したことが報告された。熊本学園大学が人権問題に取り組もうという姿勢でこれまで来たことが、多くの学生やボランティアの関わりのもとに自主避難所の開設を可能としたが、一方で他の避難所では介助等の支援、プライバシーの確保等、社会がインクルーシブになっていないという状況が浮き彫りになった。今後、日常生活を取り戻すためには息の長い粘り強い取り組みが必要であり、会員のみさんのなお一層のご支援をお願いしたいとの言葉もあった。

坂梨さんからは、地震発生当時の学校の様子、校舎等の被災の様子を写真で示しながら、教職員が学校の復旧だけでなく給水所の交通整理や避難所支援などにもあたったこと、5月10日の学校再開までは家庭訪問などで児童の状況把握に当たったことなどが紹介された。初期対応において

学校（教職員）の役割が明確化されることで、その後の対応の成否が分かれる、また、通信手段が遮断されなかったことから SNS でさまざまな情報が流れたこと、支援物資の行き渡り方にも差があったことなど、現場で起こっていたことが生々しく報告された。学校事務職員の役割として、写真などの記録をしっかりと残すこと、教職員の勤務状況を正確に把握する必要があることなどが指摘された。

(事務局)

自由研究発表

第1部

山口県の就学援助率はなぜ高いのか～県・市町のデータからみた就学援助率の考察～

山城直美（山口市立白石中学校 事務主任）

山口県の就学援助率の特徴は、要保護率は低く準要保護率が高い傾向にある。この傾向についての分析をするために仮説を立てている。一つは山口県が要保護認定を受けることを拒む要因の可能性が考えられる。生活保護世帯数の推移をみると平成13年から平成23年の間に約3100世帯が増加し、率では2.8ポイント上昇している。母子世帯は平成14年から平成24年間で約3200世帯、21.3%も増加している。父子世帯を含めた一人親世帯は同様の期間で約2700世帯、15.4%が増加している。生活保護世帯とひとり親世帯と就学援助の関係を検証する。

二つに就学援助の認定基準によって就学援助率の相違が生じるのではないかと。同じ生活保護級地指定が2級地—1の山口市と下関市とを比較検討する。山口市、下関市以外は生活保護世帯基準の1.3倍とほぼ同じ水準であり、この要素は影響されていない。

三つに山口県では従来から就学援助率が高い要因として周知率が高いことが考えられる。他県と比べて周知が徹底されている。このようなことから生活保護認定の代替機能としての就学援助率を高めていることを軸に、他の要素が複合的に影響して特徴を構成している、と考察をしている。



アベノミクスについて

宮寄晃臣（専修大学）

アベノミクスの基本的性格、量的緩和政策の検討、アベノミクスの憂慮される前途、サブプライム・リーマンショ

ックの歴史的位相の4部構成となっている。アベノミクスの基本的性格を三点に絞っている。1. 第1の矢は主流派経済学から、第2の矢はケインズ経済学から放たれている。2. 第3の矢は「民間投資を喚起する成長戦略」であるが、日本経済の空洞化の現状から見て絵に描いた餅である。3. 具体的であったのは第1の矢の中の量的緩和政策だけである。量的緩和政策については4つの視点を出している。(1) 白川(福井元)日銀総裁批判。(2) 量的緩和競争は米国のバーナンキFRB前議長の信用緩和によって先導されたものであった。(3) リーマンショック後の円安への起点は2012年11月である。それは以前のファンダメンタルズを反映しなかった円高への調整と貿易赤字定着傾向によってもたらされた。(4) 政権維持のために「株高」が日銀の質的緩和やGPIF(年金積立金管理運用独立法人)等による株式購入によって実施された。外国法人等による株式保有割合も31.7%にも達している。このような状況から憂慮される前途として、FRBによる4兆ドルを超える過剰流動性の行方とその後始末、日銀の突出するバランスシートの意味するものが考察された。



中国における遠隔教育実践に関する考察—生涯学習の視点から—

李 新斌(新潟大学大学院現代社会文化研究科)

中国政府が提唱している生涯学習社会建築における現代遠隔教育の位置付けの問題点と課題を考察している。1980年代の経済改革開放政策によって高等教育への進学需要を受けとめるために広播電視大学(TV大学)が設立された。農村人口は6億2961万人(全人口の46.27%)であり、この教育需要を解決する有効な手段が広播電視大学を通じた遠隔教育である。その実施における問題点は4つある。内陸部への教育投資不足及びそれに関連した遠隔教育の発展不足。広播電視大学とその他の大学間の合作協力の不足。教師人材欠乏。継続開放として、さまざまな独学者に高等教育を受けるチャンスを作る。

現在、「インターネット+」行動計画に基づく新型教育サービス供給方式が模索されている。それは1. IT企業と社会教育機構が市場ニーズによるデジタル教育資源を開発すること。2. 学校がデジタル教育資源を利用して教育公平を促進すること。3. 学歴教育ラインコース資源の公開を推進し、ネット学習単位の認定制度を模索すること、である。課題としては、遠隔高等教育の内容、質の確保の問題と国際オンライン教育につなげる問題とがある。



コミュニティ・スクールの学校規模に関する基礎的考察

大橋保明(名古屋外国語大学)

2015年1月27日に文部科学省は学校統廃合に関する新

たな手引を発表し、これまでの基準に片道1時間の通学時間条件を加えた。このような学校統廃合とごく小規模コミュニティ・スクール(CS)との関連を調査研究するために、CSの学級規模に関する基礎的データの整理をする。まず学校の総数は統廃合により近年300校ペースで減り続けている。他方でCSは第2期教育振興計画が示した全公立小中学校の1割(約3000校)に向けて、2015年度に公立校2271校まで広がっている。

小学校1~39人程度、中学校1~14人程度の規模を過小規模コミュニティ・スクールと暫定的に定義した。2015年度では小学校CS133校(8.5%)、中学校CS25校(3.5%)があった。分布としては山口県が多くあった。(山口県は全校設置)。学校統廃合の対象になり得る過小規模CSが民主的な統廃合プロセスにどのような役割を果たすのか、それとも存続の役割を果たすのか、調査研究課題として取り上げていくことが報告された。

(当日進行とまとめ・中村文夫)

第2部

文部科学省『学校事故対応に関する指針』とりまとめの意義と今後の課題—有識者会議委員としての経験を踏まえて

住友 剛(京都精華大学)

発表は有識者会議発足に至るまで、そこにおける議論の経過、「指針」の概要ととりまとめの意義について触れた後、今後の課題として①自殺やいじめの重大事態に関する調査の指針との整合性、②「未然防止」重視のための教員養成、教員研修等の改善という課題、③「指針」の担い手(教職員、教育行政職員、多様な領域の専門職等)はどのように確保されるのか、を含め6点をあげた。質疑では、①学校事故対応が中心であり、安全点検の視点が少ないのではないかと、②裁判という手段をとらずに損害賠償ができる制度づくりは検討しなかったのか、などであった。



障害のある子どもの保護者の学校における付き添いの実態—兵庫県における調査を通して—

共同研究(栗田季佳・一木玲子・堀 智晴・堀 正嗣)

同調査は、2015年の文部科学省調査はこれまで事例的に報告されてきた付き添いの現実を公的機関が明るみにした点で重要であるが、付き添いの実態と照らし合わせると、日常的な付き添いに限定されていることなど、不十分な点があるとして、より実態に即した調査を行うための予備的なものである。調査時期の問題や方法についての質疑が中心を占めた。

(当日進行とまとめ・嶺井正也)

第3部

学校施設におけるエレベーターのあり方に関する障害学的研究——車いすユーザーへのインタビュー調査の分析を通して

坂梨誠二（熊本市立城西小学校）

本報告は、学校事務職員の立場から、どのような環境整備を行うことが、子どもたちのインクルージョンに結びつくのかを明らかにするという問題意識に立って、障害学の立場からディスアビリティの分析を行う。方法としては6人の車いすユーザーに対して学校施設での垂直移動に関する体験をインタビュー調査し、グランデッド・セオリー・アプローチ（GTA）により分析している。その結果、学校のエレベーターは障害児専用の「排除のエレベーター」であってはならず、周囲とのつながりが持てる「統合のエレベーター」であることが求められていること等が明らかにされた。学校事務職員が環境整備を行う際に求められるものとして、基礎的環境整備のレベルを高めておくこと、古い校舎の場合学校予算を有効に活用すること、設置者と障害児・家族との橋渡しを行うこと等が提言された。学校事務職員の立場からのインクルーシブな学校に向けての環境整備に関する先駆的な研究であり、活発な質問・意見交換が行われた。さらなる研究の発展が期待される。



インクルーシブな学校づくりと授業づくり

堀 智晴（インクルーシブ（共生）教育研究所）

これまで学校の教育研究活動では教科指導が主であった中で、子どもたちの学び方に焦点を当て、子どもたちが学ぶ合う学校づくり模索している兵庫のA小学校の実践を取り上げ、インクルーシブな学校づくりと授業づくりについて考察したものである。A小学校は、「共に学び、支えあう子ども」を研究テーマとして公開研究会を行っており、障害児も普通学級の授業に参加する実践を試みている。子どもの思考を深める「聞き合い活動」という特色のある教育活動を行っており、「子どもを支えらえるのは、子どもだけである」という子どもの姿の表出を目指している。この実践の意義として、学校づくりと授業づくりを連動させている点、子どもの具体的な姿から取り組みと実践を見直している点等があげられる。インクルーシブ教育を障害児教育（特別支援教育）の方法論の問題とするのではなく、子どもの人権・人権教育の蓄積を踏まえて、どのような学校・授業を創るのかという包括的課題として具体的に実践研究を行う一連の研究に位置づくものであり、貴重な研究である。



ファルクッチ委員会報告書をめぐって

嶺井正也（専修大学）

イタリアの「ファルクッチ報告書」(Falcucci Documento)の意義と評価に関する分析である。ダレッシオ (Simona D'Alessio(2011) Inclusive Education in Italy, Sence Publishers)の研究に関する議論が特に注目され、ディスカッションが行われた。「ファルクッチ報告書」は1977年に出されてのものであり、イタリアの統合教育のマグナ・カルタといわれる。この報告書を受けて、統合教育に向けての制度改革が行われたのである。イタリアの統合教育はその後発展してきているように見える。しかし、ダレッシオは、1992年第104法や1994年大統領令は、個人の損傷（impairment）に焦点を当てた立法措置であり、ファルクッチ報告が内在していた挑戦的な思想は当初の力を失ったと評価している。この指摘を受けて、イタリアのインクルーシブ教育どのように評価するかが議論された。教育制度としては統合教育が推進されているが、政府の文書においては医学モデルによる分離教育への志向が見られ、それを受けて現場において通常学級／通常学校内において分離につながる運用や実践が強まっているように見える。インクルーシブ教育においては、教育そのものの思想的・実践的変革を不断に追及することが不可欠であることを改めて認識させられる。



戦後初期における聾者の当事者運動 ——藤本敏文に注目して

池田法子（京都大学大学院）

第2次世界大戦後から1960年代にかけてろうあ者の権利獲得の運動がどのように展開されたかを明らかにすることを目的としている。その際に、初代全日本ろうあ連盟会長の藤本敏文の果たした役割に注目している。結論として、藤本は、憲法に基づき健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を獲得するための社会変革を目指しリーダーシップを発揮したのであり、行政とろうあ者と間の対話の実現を図るコーディネーター的役割を果たしたとされている。一方では制度に依存するのではない自立支援をより重視してきたことが明らかにされた。戦後の教育や福祉の形成において当事者が果たした役割は十分に明らかにされておらず、本研究は貴重な研究であるといえる。

（当日進行とまとめ・堀 正嗣）

大会参加記

戸倉幸恵

自由研究発表では、多岐にわたる内容の発表に対して質疑応答が展開された。分科会形式ではなく一会場にまとまっていたことで、広い角度からの意見交換となった。1日目の夕刻からホテルレクストン鹿児島に移動しての懇親会は、全員が自己紹介と近況報告を行い、和やかで活発な交流の時間であった。

公開シンポジウムでは参加者は50名を超えていた。基調報告での課題整理の後、各シンポジストからの具体的な現状報告や実践的な取り組み報告をもとに実り多い議論が展開された。

経済的貧困と学力や家族・対人関係上の困難とは複雑に絡み合う部分があると思う。躰寄せを背負う子ども達を、モノや金銭による代償的満足によって市場経済に絡めとって分断していくのではなく、人間同士の関係性の網目の中にいかにして引き戻していくかが課題ではないだろうか。しかし当事者もモノや商品に意識が向かいやすいために対策の立て方がとても難しく連帯や知恵が必要…等々深く考えさせられた2日間だった。全国の各現場で地道な努力を積み上げておられる方々がこれほどたくさんおられることに勇気づけられた。

2日目の午前中は土砂降りの雨だったが、シンポジウム終了時には雨も止んで、厚い雲の中にわずかに晴れ間も見えたのが印象的であった。

(公教育計画学会会員)



川野光

自由研究発表で印象に残ったのは、障害を持つ子供についてのことでした。私は、障害を持っていますが、私は、小、中、高とずっとエレベーターのある環境の中で過ごしてきたので私にとっては、エレベーターは、不可欠なものだと思っています。確かに災害時などにはエレベーターが使えないことを想定し避難訓練などはおぶってもらって避難したことを考えればエレベーターも万全でないことは分かりますが、それでも車いすの人が一人で利用しやすいという点で必要なものです。またエレベーターの他にもスロープや階段昇降機など障害を持つ人のための設備は、色々ありますが、それらは、利用する際に周りの人々の助けを必要とします。例えば長いスロープや急なスロープは、のぼりきるまで手を休めずにこがなければいけないので車

いすの人が一人でのぼることは難しいです。また、友人関係については、一人で何でもやりすぎると手伝ってほしい時に頼みにくくなりますし、何でも人に手伝ってもらいすぎても手伝うことが面倒になり誰も手伝ってくれなくなるのではないかと思うので程度が難しいところがあります。また私自身、小学校は、両親が頼んだことにより地元の小学校に通うことができましたが、中学校は地元の中学校に通うことは施設的にも難しく、中学、高校は私立の中高一貫校に通ったため、地元の中学校に通うことの難しさは実感しています。しかし、障害の程度は人それぞれ違うためその人たちにどのように対応していくかも難しいところだと思いました。

シンポジウムは、子供の貧困についてでしたが、その貧困という家庭環境を学校という家庭外の場所から気づくということは、生徒とかなり深くかかわることが必要なことだと思うので、生徒と向き合い、信頼関係を築くことがまずは必要だと感じました。信頼関係を築くことはそう簡単なことではないですが、そうすることで貧困に苦しんでいる子供たちが少しでも楽になるなら、貧困が根本的な原因となっているいじめや不登校などの様々な問題解決へのきっかけとなるかもしれないと思いました。

(大会スタッフ・鹿児島県立短期大学学生)



公教育計画学会第8回大会声明

公教育計画学会は、一昨年（第6回大会）および昨年（第7回大会）の大会において、「戦後レジーム」からの脱却を目指す安倍内閣（第二次・第三次内閣）の強権的な教育政策や公教育の諸施策に関する問題性についてその基となる論理を含め批判的に検討し、課題を明らかにしてきた。

しかしながら、安倍政権（精確には自公連立政権）の公教育をめぐる諸政策の目的である「戦後レジーム」からの脱却、つまり、戦後の公教育体制（憲法—47年教育基本法体制）の否定・解体を目指す政策は、強力に推進され、ほぼ達成されつつあると結論できるような状況である。そして安保法制を正当化する解釈改憲の先には、憲法改正がめざされている。

こうした安倍政権の政策・施策の基底にあるのは、「新自由主義」や「新保守主義」の論理であることは間違いない。したがって、市場原理を基軸として「小さな政府」を前提とする国家運営であり、必然的な帰結として教育は産業化・私事化され、格差やその結果である貧困は無視または軽視されるものでしかない。その一方で、排他的ナショナリズムにつながる「道徳教育」の強化や教職員に対する統制が進められている。しかも、政府見解を押し付ける教科書検定基準の見直しや「特別の教科 道徳」に使用する教科用図書の作成も進められている。公教育の在り方も、学力向上に偏った自助的あるいは競争的な論理に重点が置かれ、しかも公教育を政治的に統制する政策を受容するものになっている。そこでは、公教育における平等や公平という視点は、当然ながら政策的に考慮されていない。

私たちには、こうした新自由主義的で新保守主義的な公教育の論理を否定する理論の構築と同時に、公教育における平等や公平、さらにはインクルージョンに典型化される教育の国際性の論理をどのように構築し実現するのかという課題が求められている。しかし、それは、戦後公教育体制の論理、つまり安倍政権が「脱却」の対象としている「憲法—47年教育基本法体制」において構築された公教育体制の論理から直ちに導かれるものではない。この点にわたくしたちにとっての理論的実践的な難しさが存在するが、立ち止まるわけにはいかない。

今大会（第8回大会）において報告され、議論された「子どもの貧困」や「特別支援教育の問題」は、まさに、「戦後レジーム」を脱却するという安倍政権が改めて加速化させた公教育の現実的矛盾である。

こうした公教育の現実を踏まえつつ、私たちは子どもの貧困に典型化される個別具体的な課題に対する早急な対処の方策とともに、改めて公教育における平等や公平の実現の論理を提示しなければならない。あわせてこの4月16日に発生し、今も余震が続いている熊本地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、地域における学校の存在を改めて問い直す作業をしなければならない。これらを本学会の共通の取り組みとしていくことを確認し、ここに表明する。

2016年6月19日 公教育計画学会第8回大会参加者一同

公教育計画学会ホームページ <http://koukyouiku.la.cocan.jp/>

☆☆ 学会声明・理事会声明の本文のほか、理事コラム、会員リレーエッセイなど、豊富なコンテンツが見られます ☆☆

学会動向《前回ニューズレター以降》

- (2015年)
- 8.7 インクルーシブ教育部会
- 9.3 「文部科学省『2016年度文教関係概算要求』ねらいと問題点」(理事会作成資料)
- 9.3 **理事会声明** 全国学テをやめ、貧困対策費用に回せ
- 9.19 教育行財政部会
- 9.20 **理事会声明** 安全保障関連法成立を弾劾する
- 9.27 インクルーシブ教育部会
- 11.1 「安全・安心の学校」づくりに向けた緊急意見書—会計検査院「国庫補助事業により整備された学校施設の維持管理について」に関連して(理事会意見書)
- 11.21 教育行財政部会
- (2016年)
- 1.5 障害者権利条約第24条「教育」の一般的意見(案)への提案(国連障害者権利委員会への意見送付)
- 1.9 インクルーシブ教育部会
- 1.23 教育行財政部会
- 2.13 **理事会声明** 中教審三答申と「馳プラン」を批判する
- 3.13 研究集会「戦後公教育体制の解体状況と対抗する運動の萌芽」(於:京都精華大学)
- 3.24 **理事会声明** 2015年度高等学校教科書検定結果を批判する
- 4.1 **理事会声明** 『義務教育における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案』一旦、白紙撤回し、再検討を
- 4.23 教育行財政部会
- 5.13 **理事会声明** 国会上程された「教育機会確保法案」は一旦「廃案」の上で、一から再検討を
- 6.18-19 第8回大会(於:鹿児島県立短期大学)
- 7.2 インクルーシブ教育推進フォーラム～「みんなの学校」から考える～(DPI日本会議と共催)
- 7.9 教育行財政部会(例会)

年報『公教育計画研究』第8号 投稿論文募集のお知らせ

年報第8号の編集に向けて、学会会員からの投稿論文を募集します。ぜひ、ご応募ください。

応募の締切日: 2016年10月31日(月)

原稿の締切日: 2017年1月10日(火)

投稿される方は、まずはメールまたは書面にて、お名前とご連絡先、所属、論文のタイトル名等を明記して、応募の締切日=10月31日(月)【厳守】までにお知らせください。

メール info.spep@gmail.com(年報編集委員長・嶺井正也宛)

書面 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1 専修大学9514 研究室

公教育計画学会事務局宛(当日消印有効)。

応募を受領後、改めて年報編集委員会より、原稿締切日等に係る連絡をさしあげます。

投稿論文について詳細は、「公教育計画学会年報投稿要領・執筆要領」(公教育計画研究第7号、208ページ以降)をご参照ください。ただし、「執筆要領」2の(3)のうち“キーワード(5つ以内)”は削除しています(6月18日理事会決定)ので、キーワードの添付は不要です。

多くの会員からの投稿論文の応募をよろしく願います。

年報編集委員長 嶺井正也